

第5回定時 株主総会 招集ご通知

日時

2022年3月24日（木曜日）
午前10時30分
(受付開始は午前9時30分を予定しております。)

場所

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議事

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

<新型コロナウイルス感染症への対応について>
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力、書面（郵送）による議決権行使をご推奨申し上げます。

本年は感染症拡大防止として座席の間隔を広げることから、ご用意できる座席数が少なくなるため、座席数を超えた場合はご入場をお断りさせていただくこととなりますのであらかじめご了承ください。



株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
日本ホスピスホールディングス株式会社
代表取締役社長 高 橋 正

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月23日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第5期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第5期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jhospice.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

従いまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jhospice.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症予防のため、当日ご出席の際は、本株主総会開催時点での状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本株主総会終了後、同会場において、事業説明会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようご案内申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

1. 経済状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種が進み、行動制限が徐々に緩和されると、経済活動が再開され景気の回復が続きました。しかしながら、新たな変異株が確認され、感染が再拡大するなど、世界レベルでの新型コロナウイルス感染収束が見通せず、経済の先行き不透明な状況が続いております。

2. 市場環境

当社グループの事業に関わる医療・看護・介護の環境につきましては、高齢者の増加と共に市場が拡大し需要が増加する一方で、社会保障費の抑制を目的として、病院を中心とした施設から在宅を中心とした医療へのシフトが進み、医療と介護の連携や地域単位でのケア体制の整備等が促進されると予想しております。

3. 2021年におけるホスピス施設の状況

このような状況の中、当社グループは「すべては笑顔のために」というコーポレートスローガンを掲げ、在宅での看取りを前提とした在宅ホスピスの事業を推進してまいりました。当連結会計期間においては、以下のホスピス施設を新たに開設いたしました。また、既存の安定稼働施設については高い水準の稼働率を維持しております。

名称	所在地	居室数	開設月
ファミリー・ホスピス大口ハウス	横浜市神奈川区	28	2021年3月
ファミリー・ホスピス京都北山ハウス	京都市北区	37	2021年5月
ファミリー・ホスピス神戸垂水ハウス	神戸市垂水区	28	2021年6月
ファミリー・ホスピス成城ハウス	東京都世田谷区	30	2021年10月
ファミリー・ホスピス本牧ハウス	横浜市中区	36	2021年11月

名称	所在地	居室数	開設月
ファミリー・ホスピス荒川ハウス	東京都荒川区	32	2021年12月

4. 2021年10月～12月において満床に至る過程にある施設の状況

2020年12月に開設した「ナーシングホームOASIS藤が丘（名古屋市名東区）」、2021年3月に開設した「ファミリー・ホスピス大口ハウス（横浜市神奈川区）」及び2021年6月に開設した「ファミリー・ホスピス神戸垂水ハウス（神戸市垂水区）」は満床に至る過程にあります。利益貢献期間に入っております。

5. 離職率の低下

創業以来注力してきた教育研修、ホスピス人材の育成とチーム作り、地域ドミナント展開の実現等により、当年第2四半期より離職率が低下しました。例年、看護師等の流動性が高まる春に採用を集中させるため、離職率が想定より低下したことにより、2021年4月以降、一時的に人員が余剰になりましたが、2021年7月末で余剰状態は解消しております。また、離職率が低下したことで、採用費が前期と比べ減少しております。

6. 前年同期比較

当連結会計年度においては、既存の安定稼働施設が高い水準の稼働率を維持しており、昨年新型コロナウイルスの影響を受けた5施設が満床に至り、さらには満床過程に至る過程にある施設の一部が利益貢献期間に入ったこと等により、新規開設施設の開設コスト及び黒字化に至るまでの赤字期間があったものの、前期に比べ、増収増益となっております。

7. 当社グループの施設損益

当社グループの運営する施設は、開設に先立って看護師等の従業員を採用することでホスピスチームを作り、ホスピスチームが確立した事を確認して施設を開設し、開設した後順次入居者を受け入れる形で運営を行っていることから、一定の稼働率に至るまでは売上に対して人件費等の費用が先行して発生することになります。また、施設開設後、約半年から1年をかけて当社グループが満室の目安とする85%の稼働率に至る計画で展開しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,019,237千円（前連結会計年度比22.4%増）、営業利益は598,180千円（同66.9%増）、経常利益は417,493千円（同102.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は240,801千円（同124.9%増）となりました。

② 今後の見通し

2022年12月期においては、年明けから新たな変異株等による新型コロナウイルス感染者が急増し、経済活動への影響など、当面は不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況の中、当社グループでは、創業以来一貫して教育・研修等の実施によりホスピスチーム作りに力を注いでまいりましたが、投資成果が十分に表れていると考えており、2022年12月期は事業拡大の期と位置づけております。

具体的には8施設のホスピス施設を新規開設する計画であり、その結果、2022年12月期末におけるホスピス住宅の数は、合計31施設、976室となる見込みであります。8施設の新規開設により開設前コスト（人件費等の先行費用）が嵩み、また各施設が黒字化するまでに一定期間を要するものの、2022年12月期の期首時点で既に安定稼働している施設及び満床に至る過程にある施設から得られる利益によって、十分補完できるものと考えております。

以上の結果、当社グループの次連結会計年度の業績見通しは、売上高8,000,000千円（前期比32.9%増）、営業利益950,000千円（前期比58.8%増）、経常利益760,000千円（前期比82.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益450,000千円（前期比86.9%増）を見込んでおります。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度においては、ホスピス施設の拡充を目的に、ホスピス施設を新規に開設するとともに、既存ホスピス施設へ効率的に設備投資を実施いたしました。当連結会計年度に当社が実施した設備投資額は、2,263,124千円となります。

なお、当連結会計年度中に開設した主要施設は以下のとおりであります。

会社名	名称	所在地	設備の概要
ファミリー・ホスピス株式会社	ファミリー・ホスピス大口ハウス	横浜市神奈川区	ホスピス施設
	ファミリー・ホスピス京都北山ハウス	京都市北区	ホスピス施設
	ファミリー・ホスピス神戸垂水ハウス	神戸市垂水区	ホスピス施設
	ファミリー・ホスピス成城ハウス	東京都世田谷区	ホスピス施設
	ファミリー・ホスピス本牧ハウス	横浜市中区	ホスピス施設
	ファミリー・ホスピス荒川ハウス	東京都荒川区	ホスピス施設

④ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、ホスピス施設の建設資金確保のため、金融機関より長期借入金として1,618,000千円の調達を実施しました。また、当社は、効率的な運転資金及びホスピス施設建設資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額440,000千円の当座貸越契約及び総額200,000千円のコミットメント型タームローン契約を締結しております。なお、これら全ての当座貸越契約及びコミットメント型タームローン契約にかかる当連結会計年度末における借入実行残高は140,000千円であります。

また、当連結会計年度中に、第4回新株予約権の行使により36,000千円調達しました。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の完全子会社であったナースコール株式会社及びカイロス・アンド・カンパニー株式会社は、2021年4月1日を効力発生日として、カイロス・アンド・カンパニー株式会社を存続会社、ナースコール株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、ファミリー・ホスピス株式会社に会社名を変更しました。

⑧ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 2 期 (2018年12月期)	第 3 期 (2019年12月期)	第 4 期 (2020年12月期)	第 5 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高(千円)	3,015,192	4,193,652	4,916,896	6,019,237
経常利益(千円)	133,585	386,728	206,067	417,493
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	149,456	297,894	107,060	240,801
1株当たり当期純利益(円)	21.06	40.30	13.61	30.28
総資産(千円)	3,313,598	4,688,483	6,296,725	9,147,141
純資産(千円)	363,701	1,049,199	1,259,190	1,535,836
1株当たり純資産(円)	50.45	136.90	157.81	191.00

(注) 2019年1月14日開催の取締役会決議により、2019年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。2018年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 2 期 (2018年12月期)	第 3 期 (2019年12月期)	第 4 期 (2020年12月期)	第 5 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高(千円)	163,500	419,136	148,548	44,714
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	9,311	130,009	3,107	△274,748
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	7,048	90,060	△5,049	△195,633
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	0.99	12.18	△0.64	△24.60
総 資 産 (千円)	410,107	967,418	1,294,778	1,433,889
純 資 産 (千円)	391,762	869,425	967,306	807,517
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	54.41	113.33	120.97	99.90

- (注) 1. 2019年1月14日開催の取締役会決議により、2019年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。2018年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算出しております。
2. 当事業年度において、前事業年度比で売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益が減少した主たる要因は、連結子会社からの経営指導料収入を取りやめたことであります。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ファミリー・ホスピス株式会社	35,000千円	100.0%	在 宅 ホ ス ピ ス 事 業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、以下の項目を重要課題として認識し、取り組んでまいります。

① 事業展開のための人員の確保について

当社グループは、在宅ホスピス事業を展開するにあたり、看護師及び介護士の積極的な採用を行い、組織体制の強化及び質の高いケアサービスを提供することで、医療機関等をはじめとした地域医療との連携を図っていく方針であります。

また、末期がんやALS等の難病のケアには、高い専門性が求められることから、訪問看護又は訪問介護の経験の浅い看護師並びに介護士でも安心して働けるように、ベテラン看護師並びに介護士によるOJT制度による教育研修を行ってまいります。またそれと同時に、マネジメント研修等の管理職に対する教育体制の充実を図り、安定した人員の確保に努めてまいります。しかし、今後、必要とする看護師及び介護士の採用及び確保ができない場合、十分な研修等を実施できず、看護師及び介護士等の育成が困難となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 訪問看護及び訪問介護に関する法的規制について

1. 訪問看護及び訪問介護の医療及び介護報酬に係るリスク

当社グループは、「医療保険制度」「介護保険制度」「障害者総合支援法」のそれぞれに基づく訪問看護及び訪問介護を行っております。このうち「医療保険制度」に基づく診療報酬は2年に1度、「介護保険制度」に基づく介護報酬は3年に1度の頻度で制度の改定が行われます。今後、診療報酬及び介護報酬の見直しにより、大幅な改定が行われた場合には当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 訪問看護及び訪問介護等に必要な指定に係るリスク

当社グループは、訪問看護及び訪問介護を行うために「健康保険法」並びに「介護保険法」に基づく、各サービス事業者の指定を各都道府県知事から受けております。それぞれの指定には、資格要件、人員要件、設備要件及び運営要件が規定されており、これらの規定に従って事業を運営しております。

当社グループでは、看護師・介護士等の有資格者の入退社や新規施設の開設に伴い、自治体等の基準の確認及び変更に必要な届け出を怠らないよう細心の注意を払って運営しており、本書提出日現在、事業運営の継続に支障を来すような状況は生じておりません。しかしながら、これらの基準を遵守できなかった場合や診療報酬及び介護報酬等の不正請求が認められた場合には、指定の取消又は停止等の処分を受けるおそれがあります。特に介

護保険法に基づく各種指定について、当社グループ内のいずれかの会社が指定取消を受けた場合、当該会社において、指定取消から5年以内における新たな指定の取得及び介護サービス事業所としての更新が出来なくなります。その場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

③ 訴訟リスクについて

当社グループの看護師は、主治医の訪問看護指示書に基づいて訪問看護を行っており、訪問介護士はケアマネージャーの作成するケアプランに沿って訪問介護を行っております。また、当社グループでは、社内でのOJTによる研修をはじめとした教育研修の充実を図り、安全衛生管理に係る規程や各種の運営マニュアルを遵守することにより、事故防止や緊急事態の対応が出来るように取り組んでおります。しかしながら、従業員の人為的なミス又は不測の事態の発生等によって利用者の健康状態が悪化し、利用者、そのご家族又は主治医等からの信頼が失われる等により訴訟が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 個人情報の漏洩について

当社グループは事業を運営するにあたり、利用者あるいはそのご家族の重要な個人情報を取り扱っております。当社グループは、「個人情報保護規程」を制定し、個人情報については厳重に管理する等、様々な情報漏洩防止対策を講じていますが、万が一情報の流出等により、当社の信用が低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 風評等の影響について

当社グループの事業は、利用者やそのご家族に限らず、行政や医療機関等との連携によって円滑な運営が可能になっているものと考えております。当社グループでは、安定的かつ質の高いサービスを提供するために、技術的な研修を行うとともに、企業方針を浸透させる等の教育を行っております。しかし、従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社グループに関する不利益な情報や風評が広まった場合には、利用者、行政、医療機関等との関係が悪化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 利用者の逝去、退去等について

当社グループは、行政や医療機関等との連携によって、安定的な利用者の確保に努めてお

り、当社グループのサービスは、高齢者の増加と共に市場が拡大し需要が増加している状況にあると認識しております。しかしながら、新規開設施設等において想定通り入居者が集まらない場合、ターミナルケアに特化した施設であることから、当社グループが想定する以上の入居者の逝去、退去等があった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 差入保証金の返還について

当社グループは、ホスピス施設又は事務所等を賃借する場合に、契約時に賃貸人に対し保証金を差し入れている場合があります。当該保証金は期間満了等による契約解消時に契約に従い返還されることになっておりますが、賃貸人の経済的破綻等によりその一部又は全額が回収できなくなる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 賃貸借契約に係る解約違約金について

当社グループは、2018年1月以降に開設した一部のホスピス住宅施設に関しては、ホスピス施設を保有するオーナーと賃貸借契約の締結に際し、株式会社LAリビングソリューションズとの間で賃貸借契約の中途解約に関する契約を締結しております。ホスピス住宅施設に係る賃貸借契約の中途解約時の解約違約金支払義務の免責を図っておりますが、賃貸借契約の中途解約に関する契約を締結していないホスピス施設については、賃貸借契約に定められた期間満了日前に中途解約をした場合は、契約内容に従って多額の解約違約金の支払いが必要となります。何らかの理由によりホスピス施設の運営を中止し、多額の解約違約金を支払う場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 特定の取引先への依存について

当社グループは、3つのホスピス施設を株式会社ラ・アトレより賃借しており、同社のグループ会社であります株式会社LAリビングソリューションズと5つのホスピス施設に関して賃貸借契約の中途解約に関する契約を締結しております。また、同社のグループ会社であります株式会社LAアセットより2つのホスピス施設を賃借しております。当社グループとこれらの特定の取引先とは、これまで長年にわたり緊密かつ良好な関係にあり、今後もこれまでの取引関係を維持・発展させていく方針であります。特定の取引先の経営方針や業績に著しい変化等が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑩ 大規模な災害等の影響について

当社グループは、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県にて事業展開を行っておりますが、大規模な地震、台風等の災害により、事業所建物や看護師、介護士及び利用者が損害を被った場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 有利子負債について

当連結会計年度末における有利子負債残高（リース債務を含む）は6,673,090千円、有利子負債依存度（リース債務を含む）は73.0%となっており、有利子負債依存度が高い状況となっております。そのため、金利水準が上昇した場合や、計画通りの資金調達が出来なかった場合には、支払利息が増加し、当社グループの事業展開のスピードが減速する等、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは事業資金の調達を行うに際し、取引金融機関との間でシンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。本書提出日現在においては財務制限条項に抵触しておりませんが、今後抵触した場合には、該当する借入金の一括返済及び契約解除となるおそれがあり、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 特定経営者への依存について

当社の代表取締役社長である高橋正は、当社グループの経営方針や事業戦略の立案・決定における中枢として重要な役割を果たしております。取締役会や経営戦略会議等において、役員及び社員への情報共有や権限移譲を進める等、組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由で同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 新株予約権行使の影響について

当社は、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、これらの新株予約権による潜在株式数は506,000株であり、発行済株式総数7,995,000株の6.3%に相当しております。

⑭ 配当政策について

当社グループは将来に向けた事業の拡大に向け、必要な人材の確保及び新規開設に係る設備投資等の先行投資を行うため、また迅速な経営に備えるために、内部留保の充実が重要であると認識しております。そのため、第1期、第2期、第3期及び第4期の配当金については無配としております。しかしながら、株主に対する利益還元として配当を行うことも重要な経営課題の1つであることから、今後につきましては利益を確実に計上できる体制の確立を図ることによって財務体質の強化を行い、財政状態及び経営成績を勘案しながら、配当を実施していく方針であります。ただし、当社グループの業績が計画通り進展しない場合等、当社グループの業績が悪化した場合には、継続的に配当を行えない可能性があります。

⑮ 新型コロナウイルス感染拡大について

当社グループのホスピス施設は、その立ち上げ時期において、病院からの受け入れ（病院を退院してホスピスへ入居する利用者）割合が高いところに特徴があります。新型コロナウイルス感染拡大により、病院が新規入院者数を制限することにより、病院のベッド稼働率が低下した場合、病院から当社ホスピス施設への受入数が減少し、立上げ時期にあるホスピス施設の施設稼働率が低下する可能性があります。また、病院訪問の制限により、営業活動に支障をきたす可能性があります。

(5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

事業区分	事業内容
在宅ホスピス事業	ホスピス住宅を中心としたホスピスケアサービスの提供

(6) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

名 称	所 在 地		
日本ホスピスホールディングス株式会社	本 社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
ファミリー・ホスピス株式会社	本 社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	事業所	名古屋オフィス	愛知県名古屋市千種区池下一丁目11番21号
		ファミリー・ホスピス鴨宮ハウス	神奈川県小田原市西酒匂二丁目5番10号
		ファミリー・ホスピス本郷台ハウス	神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷三丁目31番6号
		ファミリー・ホスピス四之宮ハウス	神奈川県平塚市四之宮二丁目23番19号
		ファミリー・ホスピスライブクロス	東京都府中市是政二丁目38番9号
		ファミリー・ホスピス成瀬ハウス	東京都町田市金森東四丁目1番36号
		ファミリー・ホスピス池上ハウス	東京都大田区仲池上一丁目33番9号
		ファミリー・ホスピス東林間ハウス	神奈川県相模原市南区東林間六丁目17番3号
		ファミリー・ホスピス二子玉川ハウス	東京都世田谷区玉川三丁目39番9号
		ファミリー・ホスピス茅ヶ崎ハウス	神奈川県茅ヶ崎市室田三丁目2番70号
		ファミリー・ホスピス鴨宮ハウス弐番館	神奈川県小田原市西酒匂二丁目5番18号
		ファミリー・ホスピス江田ハウス	神奈川県横浜市青葉区荏田北三丁目3番11号
		ファミリー・ホスピス大口ハウス	神奈川県横浜市神奈川区松見町一丁目18番3号
		ファミリー・ホスピス京都北山ハウス	京都府京都市北区上賀茂石計町74番1号
		ファミリー・ホスピス神戸垂水ハウス	兵庫県神戸市垂水区学が丘五丁目1番2号
ファミリー・ホスピス成城ハウス	東京都世田谷区上祖師谷六丁目31番1号		
ファミリー・ホスピス本牧ハウス	神奈川県横浜市中区小港町三丁目192番地		
ファミリー・ホスピス荒川ハウス	東京都荒川区荒川七丁目2番3号		

名 称	所 在 地		
ファミリー・ホスピス株式会社	事業所	ナーシングホームJAPAN	愛知県名古屋市千種区上野一丁目2番7号
		ナーシングホームOASIS	愛知県名古屋市東区山口町2番18号
		ナーシングホームOASIS南	愛知県名古屋市南区汐田町1番14号
		ナーシングホームOASIS北	愛知県名古屋市北区西味鏡一丁目111番地
		ナーシングホームOASIS知立	愛知県知立市東上重原二丁目73番地
		ナーシングホームOASIS志賀公園	愛知県名古屋市北区西志賀町五丁目24番地
		ナーシングホームOASIS藤が丘	愛知県名古屋市名東区明が丘79番地

(注) 2021年3月にファミリー・ホスピス大口ハウス、2021年5月にファミリー・ホスピス京都北山ハウス、2021年6月にファミリー・ホスピス神戸垂水ハウス、2021年10月にファミリー・ホスピス成城ハウス、2021年11月にファミリー・ホスピス本牧ハウス、2021年12月にファミリー・ホスピス荒川ハウスを開設しました。

(7) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
550 [306]名	110名増 [3名減]

- (注) 1. 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除いている。）は、年間の平均人員を1人未満は切り捨て [] 外数で記載しております。
3. 従業員数の増加の主な要因は、ホスピス施設6施設を新規開設したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
19 [0]名	15 [-]名	44.7歳	2.6年

- (注) 1. 当事業年度末日の従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除いている。）は、年間の平均人員を1人未満は切り捨て [] 外数で記載しております。
3. 従業員の増加の主な要因は、当社グループ内の組織変更による人員配置の最適化によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	842,300千円
株式会社静岡銀行	839,420
株式会社三井住友銀行	350,000
株式会社三菱UFJ銀行	330,166

- (注) 上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。

株式会社りそな銀行 267,300千円

株式会社静岡銀行 178,200千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 28,000,000株

② 発行済株式の総数 7,995,000株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は72,000株増加しております。

③ 株主数 1,953名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
J-STAR二号投資事業有限責任組合	2,344千株	29.3%
MIDWEST MINATO, L.P.	875	11.0
Pacific Minato II, L.P.	812	10.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	453	5.7
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	352	4.4
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	298	3.7
高橋正	272	3.4
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	219	2.7
GOVERNMENT OF NORWAY	184	2.3
加藤晋一郎	151	1.9

(注) 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は自己株式(258株)を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	高 橋 正	
常 務 取 締 役	加 藤 晋 一 郎	管理本部長
取 締 役	荒 川 暁	J-STAR株式会社 パートナー 株式会社プラティア 社外取締役 株式会社三和サービス 社外取締役 株式会社いろはにほへと 社外取締役 WOLVES Hand株式会社 社外取締役 株式会社トイファクトリー 社外取締役
取 締 役	田 村 恵 子	京都大学大学院 医学研究科 教授
常 勤 監 査 役	小 木 曾 善 信	
監 査 役	林 高 史	グラーティア税理士 法人代表パートナー 林公認会計士事務所 代表パートナー 日邦産業株式会社 監査等委員である取締役 株式会社Kips 取締役 日本プラスト株式会社 社外取締役
監 査 役	加 藤 由 美	アレグレット法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役荒川暁氏及び取締役田村恵子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役林高史氏及び監査役加藤由美氏は、社外監査役であります。
3. 監査役林高史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2021年3月25日開催の第4回定時株主総会終結の時をもって、監査役本田凜太郎氏は辞任により退任いたしました。
5. 2021年3月25日開催の第4回定時株主総会において、小木曾善信氏が監査役に新たに選任され、2021年3月25日付で就任いたしました。
6. 当社は、取締役田村恵子氏、監査役林高史氏、監査役加藤由美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項及び当
社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており
ます。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含
む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締
結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務執行に関し責任を負う
こと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契
約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同
内容での更新を予定しております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等 の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	35,925千円 (960)	35,925千円 (960)	—千円	—千円	3名 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	9,000 (4,800)	9,000 (4,800)	—	—	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	44,925 (5,760)	44,925 (5,760)	—	—	7 (3)

(注) 1. 上記には、2021年3月25日付で辞任した監査役1名を含み、無報酬の取締役1名（うち社外取締役
1名）を除いております。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、2018年11月22日開催の臨時株主総会において、年額150,000千円以内と
決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、2018年11月22日開催の臨時株主総会において、年額15,000千円以内と決
議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役荒川暁氏は、J-STAR株式会社のパートナーであり、株式会社プラティア、株式会社三和サービス、株式会社いろはにほへと、WOLVES Hand株式会社及び株式会社トイファクトリーの社外取締役であります。J-STAR株式会社と当社との間には取引関係はありませんが、J-STAR株式会社は、当社の発行済株式総数の29.3%を保有する「J-STAR二号投資事業有限責任組合」の無限責任組合員であります。その他の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役田村恵子氏は、京都大学大学院医学研究科の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役林高史氏は、グラーティア税理士法人及び林公認会計士事務所の代表パートナーであり、日邦産業株式会社の監査等委員である取締役、株式会社Kipsの社外取締役、日本プラスチック株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役加藤由美氏は、アレグレット法律事務所に所属する弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 荒川 暁	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。投資家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しておりました。
社外取締役 田村 恵子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。がん専門看護師及び大学教授としての専門的見地から、適宜発言を行うなど社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しておりました。
社外監査役 林 高史	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役 加藤 由美	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,800

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案して、監査法人との協議の上で、監査役会の同意を踏まえて報酬額を決定しております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

⑥ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類の監査の状況
該当事項はありません。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		流動負債	1,971,968
流動資産	2,081,329	短期借入金	450,200
現金及び預金	1,035,077	1年内返済予定の金	671,287
売掛金	961,724	長期借入金	70,230
その他の	84,528	未払費用	52,553
固定資産	7,065,811	預り金	380,149
有形固定資産	6,069,443	未払法人税等	148,681
建物及び構築物	1,492,235	賞与引当金	139,359
機械装置及び運搬具	10,421	その他の	30,700
工具、器具及び備品	92,765	固定負債	5,639,337
土地	408,630	長期借入金	1,636,709
リース資産	4,016,932	資産除去債	3,844,664
建設仮勘定	600,300	その他の	51,745
減価償却累計額	△551,842	負債合計	7,611,305
無形固定資産	461,651	(純資産の部)	
のれん	454,055	株主資本	1,527,000
その他の	7,595	資本剰余金	361,930
投資その他の資産	534,717	利益剰余金	719,736
繰延税金資産	56,519	自己株式	445,884
その他の	478,198	新株予約権	△550
資産合計	9,147,141	純資産合計	1,535,836
		負債純資産合計	9,147,141

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		6,019,237
売上原価		4,900,195
売上総利益		1,119,041
販売費及び一般管理費		
役員報酬	48,225	
給料及び手当	133,052	
賞与引当金繰入	7,110	
法定福利費	25,297	
租税公課	122,040	
のれん償却	55,872	
その他	129,263	520,861
営業利益		598,180
営業外収益		
受取利息	9	
助成金収入	34,023	
業務委託料	163	
その他	267	34,464
営業外費用		
支払利息	205,899	
その他	9,250	215,150
経常利益		417,493
税金等調整前当期純利益		417,493
法人税、住民税及び事業税	214,147	
法人税等調整額	△37,454	176,692
当期純利益		240,801
親会社株主に帰属する当期純利益		240,801

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,265,721	流動負債	329,498
現金及び預金	130,719	一年以内返済予定の 長期借入金	139,236
関係会社短期貸付金	941,000	短期借入金	100,000
その他	194,001	未払費用	2,796
固定資産	168,168	預り金	12,696
有形固定資産	5,267	未払法人税等	4,858
建物附属設備	6,107	賞与引当金	63,710
工具器具備品	5,244	その他	700
減価償却累計額	△6,084	固定負債	296,874
投資その他の資産	162,901	長期借入金	296,874
関係会社株式	132,695	負債合計	626,372
差入保証金	19,714	(純資産の部)	
繰延税金資産	10,491	株主資本	798,682
資産合計	1,433,889	資本金	361,930
		資本剰余金	539,265
		資本準備金	361,930
		その他資本剰余金	177,335
		利益剰余金	△101,963
		その他利益剰余金	△101,963
		繰越利益剰余金	△101,963
		自己株式	△550
		新株予約権	8,835
		純資産合計	807,517
		負債純資産合計	1,433,889

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	44,714
売上原価	-
売上総利益	44,714
販売費及び一般管理費	326,291
営業損失	281,577
営業外収益	
受取利息	16,747
業務受託料	163
その他	251
合計	17,162
営業外費用	
支払利息	4,433
固定資産除却損	5,900
合計	10,333
経常損失	274,748
税引前当期損失	274,748
法人税、住民税及び事業税	△67,363
法人税等調整額	△11,751
当期純損失	195,633

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

日本ホスピスホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒井	巖	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴田	直子	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ホスピスホールディングス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ホスピスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

日本ホスピスホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒井	巖	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴田	直子	㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ホスピスホールディングス株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月28日

日本ホスピスホールディングス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 小 木 曾 善 信 ㊟

社 外 監 査 役 林 高 史 ㊟

社 外 監 査 役 加 藤 由 美 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削 除）</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	高橋 正 (1962年1月21日)	1984年4月 三宿工房入所 1987年8月 坂倉建築研究所入所 1991年5月 マニフィールド株式会社 取締役 1991年8月 株式会社丸山工務所 入社 1996年10月 株式会社ラウンズ 取締役 2008年8月 株式会社ユーミーケア 代表取締役 2011年12月 オン・アンド・オン株式会社 (現・ファミリー・ホスピス株式会社) 代表取締役 2014年8月 ナースコール株式会社 代表取締役 2017年1月 当社代表取締役社長 (現任)	272,000株
	<p>【選任理由】 候補者は、在宅ホスピス事業における豊富な知見を有し、代表取締役社長として、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の適切な役割を果たし、事業の拡大に重要な役割を担ってまいりました。これらのことから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。</p>		
2	加藤 晋一郎 (1974年9月24日)	1998年10月 太田昭和監査法人 (現・EY新日本有限責任監査法人) 入所 2006年4月 Avantec Vascular Corp. CEO 2010年4月 グッドマン株式会社 執行役員 2013年7月 Reed Exhibitions Japan Ltd. CFO 2015年9月 ナースコール株式会社 執行役員管理本部長 2016年3月 同社取締役常務執行役員管理本部長 2017年1月 当社常務取締役管理本部長 (現任)	151,000株
	<p>【選任理由】 候補者は、公認会計士として財務・会計分野における豊富な知見を有し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の適切な役割を果たしております。また、常務取締役管理本部長として、当社グループにおける管理全般を管掌し、その職責を十分に果たしております。これらのことから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	荒川 暁 (1974年10月31日)	1999年4月 株式会社野村総合研究所 入所 2007年11月 J-STAR株式会社 パートナー (現任) 2014年8月 ナースコール株式会社 取締役 2015年12月 株式会社プラティア 社外取締役 (現任) 2017年1月 当社社外取締役 (現任) 2017年11月 株式会社三和サービス 社外取締役 (現任) 2017年11月 株式会社いろはにほへと 社外取締役 (現任) 2019年4月 WOLVES Hand株式会社 社外取締役 (現任) 2021年4月 株式会社トイファクトリー 社外取締役 (現任)	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 候補者は、企業経営に関する幅広い知識と経験を当社の経営に助言及び監督いただいております。今後においても専門の見地による適切な助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者としたものであります。			
4	田村 恵子 (1957年9月5日)	1978年4月 堀井胃腸科病院 入職 1984年4月 石塚病院 入職 1987年3月 宗法法人在日本南プレスビテリアン ミッション 淀川キリスト教病院 看護部入職 2014年1月 京都大学大学院 医学研究科 教授 (現任) 2020年4月 当社社外取締役 (現任)	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 候補者は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはございませんが、京都大学大学院医学研究科の教授として緩和ケアの研究を行っており、医療現場での勤務経験に基づいた、緩和ケアに関する幅広い知識と経験を持っております。当社グループが行う在宅ホスピス事業は、まさに緩和ケアがサービスの中心であり、同氏の持つ専門知識や経験から、当社の社外取締役として企業価値向上とコーポレートガバナンス強化に貢献いただけると判断し、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者としたものであります。			

- (注) 1. 荒川暁氏及び田村恵子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 荒川暁氏は、2021年12月31日現在の当社大株主（持株比率29.3%）であるJ-STAR二号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるJ-STAR株式会社のパートナーであります。同社と当社との間にはその他取引等の利害関係はなく、当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。
4. 荒川暁氏及び田村恵子氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって荒川暁氏が5年、田村恵子氏が2年となります。
5. 当社は、荒川暁氏及び田村恵子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、田村恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役3名のうち林高史、加藤由美の両氏が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位	所有する 当社の株式数
1	林高史 (1966年10月27日)	1991年10月 中央新光監査法人入社 1997年 1月 株式会社ジャフコ入社 2005年 3月 林公認会計士事務所開設 代表パートナー (現任) 2013年 6月 日邦産業株式会社 監査役 2013年 6月 同社取締役 (監査等委員) (現任) 2017年 1月 当社社外監査役 (現任) 2018年10月 株式会社Kips 社外取締役 (現任) 2020年 4月 グラーティア税理士法人 代表パートナー 2020年 6月 日本プラスト株式会社 社外取締役 (現任)	800株
【選任理由】 候補者は、公認会計士、税理士として財務及び会計に精通し、豊富な経験と高い見識を有しており、会社の経営に関与し経営を統治する十分な見識を有しています。これらの経験を活かして、社外監査役として、当社経営の意思決定の健全化と透明性の向上のために、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位	所有する 当社の株式数
2	かとう ゆみ 加藤 由美 (1975年3月13日)	1997年4月 株式会社ユーラシア旅行会社入社 2000年5月 テンプスタッフ株式会社入社 2010年8月 弁護士登録 アレグレット法律事務所入所 2018年3月 当社社外監査役(現任) 2022年1月 市谷八幡法律事務所開設	—
	<p>【選任理由】 候補者は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはございませんが、会社法務に精通した弁護士として、豊富な経験と高い見識を有しており、会社の経営に関与し経営を統治する十分な見識を有しています。これらの経験を活かして、社外監査役として、当社経営の意思決定の健全化と透明性の向上のために、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 林高史氏及び加藤由美氏は社外監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 林高史氏及び加藤由美氏は、現在、当社の社外監査役であります。両氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各候補者の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、各候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

- 会場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5
- 交通 ● J R 「有楽町」駅 国際フォーラム口より 徒歩3分
● J R 「東京」駅 丸の内南口より 徒歩5分
(京葉線・東京駅 4番出口より地下1階にて連絡)
● 東京メトロ 有楽町線「有楽町」駅 徒歩3分
(D5出口より地下1階にて連絡)



- ◎株主総会終了後、同会場において、事業説明会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会へご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ◎当社スタッフは検温を含め体調を確認の上、マスク着用にて対応させていただきます。また、株主総会にご出席される株主様におかれましても、本株主総会開催時点での状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。